

『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正 新旧対照表』

現 行	改 正
第 4 章 専門医	第 4 章 専門医
第 1 節 専門医の申請資格	第 1 節 専門医の申請資格
<p>第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいずれかの認定医または、専門医、日本泌尿器科学会、日本小児科学会および日本救急医学会において定められたいずれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験 5 年以上を有していること。なお、初期研修医 1 年目は臨床経験に含めない。 3) 本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は研修期間として認めない。 4) 専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。 6) 申請時において、本学会の会員歴 3 年以上であること。 	<p>第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいずれかの認定医または、専門医、日本泌尿器科学会、日本小児科学会および日本救急医学会において定められたいずれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験 5 年以上を有していること。なお、初期研修医 1 年目は臨床経験に含めない。 3) 本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。なお、勤務日数は、原則週 4 日以上を研修 1 年と認定する。ただし、週 3 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 3 に相当し、週 2 日の勤務は、研修 1 年の 4 分の 2 に相当する。週 1 日のみの勤務は研修期間として認めない。 4) 専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。 6) 申請時において、本学会の会員歴 3 年以上であること。
第 2 節 専門医の申請	第 2 節 専門医の申請
<p>第 9 条 専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医認定申請書 2) 医師免許証（写） 3) 認定施設または教育関連施設勤務証明書 4) 規則第 8 条第 2 項に定められた資格を有する者は、それを証明する書類（写）および規則第 8 条第 2 項の規定を満たす認定施設における臨床 	<p>第 9 条 専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医認定申請書 2) 医師免許証（写） 3) 勤務証明書 4) 規則第 8 条第 2 項に定められた資格を有する者は、それを証明する書類（写）および規則第 8 条第 3 項の規定を満たす認定施設ならびに教育

現 行	改 正
<p>研修を証明する書類</p> <p>5) 診療実績必須症例一覧表・診療実績必要項目症例および規則第8条第4項ならびに別表に定める取得単位を証明する書類</p> <p>2 専門医の資格を喪失した者が再度資格認定を申請する場合は、上記1)～5)にかかわらず、次の1)～3)の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出するとともに、4)および5)の申請条件を満たし、申請手数料を納付すること。</p> <p>1) 専門医認定申請書</p> <p>2) 医師免許証（写）</p> <p>3) 申請時に透析医療に従事していること（勤務証明書）</p> <p>4) 規則第8条第6項の申請時において、本学会の会員歴3年以上であること。</p> <p>5) 専門医の資格を喪失した後、セルフトレーニング問題を1回以上正答していること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 指導医</p> <p style="text-align: center;">第1節 指導医の申請資格</p> <p>第22条 指導医は専門医として登録されている者であること。</p> <p>1) 専門医として登録されている者であること。</p> <p>2) 省略</p> <p>3) 省略</p> <p>4) 省略</p> <p>5) 省略</p> <p>6) 省略</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。 この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>関連施設における臨床研修を証明する書類</p> <p>5) 診療実績必須症例一覧表・症例要約および規則第8条第4項に定める取得単位を証明する書類</p> <p>2 専門医の資格を喪失した者が再度資格認定を申請する場合は、上記1)～5)にかかわらず、次の1)～5)の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出するとともに、6)および7)の申請条件を満たし、申請手数料を納付すること。</p> <p>1) 専門医認定申請書</p> <p>2) 医師免許証（写）</p> <p>3) 申請時に透析医療に従事していること（勤務証明書）</p> <p>4) 規則第8条第2項に定められた資格を有する者は、それを証明する書類（写）</p> <p>5) 規則第8条第4項に定める取得単位を証明する書類</p> <p>6) 規則第8条第6項の申請時において、本学会の会員歴3年以上であること。</p> <p>7) 専門医の資格を喪失した後、申請年度のセルフトレーニング問題を1回以上正答していること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 指導医</p> <p style="text-align: center;">第1節 指導医の申請資格</p> <p>第22条 指導医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <p>1) 専門医として登録されている者であること。</p> <p>2) 省略</p> <p>3) 省略</p> <p>4) 省略</p> <p>5) 省略</p> <p>6) 省略</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。 この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>

現 行	改 正
<p>この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2020 年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により 2021 年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は 2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2020 年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により 2021 年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は 2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 <u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>